第七条第一項第三号中「又は毒性ガス」を「、毒性ガス又は特定不活性ガス」に改め、同項第十五号中「又は毒性ガス」を「、毒性ガス又は特定不活性ガス」に改め、同条第二項中「、第二号、第四号」を「から第四号まで」に改め、「を除く。」の下に「、第十五号」を加える。

第十二条第二項中「、第二号、第四号」を「から第四号まで」に改め、「を除く。」の下に「、第十五号」を加える。

第十五条中「前条第一号の基準」を「次の各号に掲げるもの」に改め、同条に次の二号を加える。

一　前条第一号の基準に適合すること。

二　特定不活性ガスを冷媒ガスとする冷凍設備にあつては、冷媒ガスが漏えいしたとき燃焼を防止するための適切な措置を講ずること。

第三十三条中「及び毒性ガス」を「、毒性ガス及び特定不活性ガス」に改める。

第三十四条第一号中「可燃性ガス」の下に「及び特性不活性ガス」を加え、「すること」を「放出すること」に改める。

第四十三条第二項に次の一号を加える。

三　製造設備が定置式製造設備（第七条第一項第三号及び第十五号に掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）に係るものに限る。）及び移動式製造設備（第八条第二号で準用する第七条第一項第三号に掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）に係るものに限る。）である製造施設において、別表第二に定める方法を用いる場合。

第五十七条第一号中「、第二号及び第六号」を「から第三号まで、第六号及び第十五号」に改める。

第六十二条第一項第一号中「同一」を「同等」に改める。

別表第一第一項第四号及び第十七号の項中「又は毒性ガス」を「、毒性ガス又は特定不活性ガス」に改め、同表第二項第一号の項中「第七条第一項第一号」を「第八条第一号」に改め、同表第二項第二号の項を次のように改める。

二　第八条第二号で準用する第七条第一項各号の検査項目のうち、前項第三号から第五号まで、第七号から第十号まで及び第十二号から第十四号までに掲げるもの	二　前項第三号から第五号まで、第七号から第十号まで及び第十二号から第十四号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。

別表第一第二項第三号から同表第二項第十一号までの項を削る。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第四十三条第二項第三号関係）

検査項目	保安検査の方法
1　製造設備が定置式製造設備である製造施設の場合 一　第七条第一項第三号の漏えいガスが滞留しない構造	一　特定不活性ガスを冷媒ガスとする冷媒設備の高圧部を設置する室の冷媒ガスが漏えいしたとき滞留しない構造等を目視により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。
二　第七条第一項第十五号の製造施設のガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備	二　特定不活性ガスの製造施設におけるガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備の設置状況を目視及び記録又は図面により検査し、当該設備の機能を作動試験又はその記録により検査する。
2　製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合 一　第八条第二号で準用する第七条第一項第三号の漏えいガスが滞留しない構造	一　特定不活性ガスを冷媒ガスとする冷媒設備の高圧部を設置する室の冷媒ガスが漏えいしたとき滞留しないこと等を目視により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。

（液化石油ガス保安規則の一部改正）

第四条　液化石油ガス保安規則の一部を次のように改正する。

「の通る」を「が通る」に改める。

第四十九条第一号、第五号、第七号及び第九号中「二十リットル」を「二十五リットル」に、「四十リットル」を「五十リットル」に改める。

（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

第五条　一般高圧ガス保安規則の一部を次のように改正する。

「の通る」を「が通る」に改める。

第二条第一項第一号中「該当するもの」の下に「（フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ及びフルオロオレフィン千二百三十四ｚｅを除く。）」を加え、同項第二号中「じよ限量が百万分の二百以下のもの」を「毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物」に改め、同項第四号中「可燃性のもの」を「可燃性ガス」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二　特定不活性ガス　不活性ガスのうち、次に掲げるもの

イ　フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ

ロ　フルオロオレフィン千二百三十四ｚｅ

ハ　フルオロカーボン三十二

第二条第一項第十八号中「イからチまで」を「イからリまで」に改め、チの次に次のように加える。

リ　水電解水素発生昇圧装置（水の電気分解により水素及び酸素を発生し、かつ、発生した水素のみの圧力を上昇する装置をいう。以下同じ。）　$Q_{17}=W_{17}\times 24$

第二条第一項第十八号備考中「及びq_{16}」を「、q_{16}、Q_{17}及びW_{17}」に改め、同号に次のように加える。

Q_{17}　水電解水素発生昇圧装置の処理能力の数値（単位　立方メートル毎日）

W_{17}　水電解水素発生昇圧装置の能力の数値（水電解水素発生昇圧装置の能力は、水電解水素発生昇圧装置の性能曲線における最大稼働した場合の水素製造量の値とする。）（単位　立方メートル毎時）

第五条中「第八条」を「第八条の二」に改める。

第六条第一項第三号中「可燃性ガスの製造設備（可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備（可燃性ガス又は特定不活性ガス若しくは特定不活性ガス）に、「若しくは可燃性ガス」を「若しくは可燃性ガス」に改め、同項第六号及び第九号中「可燃性ガス」の下に「又は特定不活性ガス」を加え、同項第二十号中「不活性ガス」の下に「（特定不活性ガスを除く。）」を加え、同項第二十二号中「酸素又は不活性ガス」を「不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）又は酸素」に、「及び毒性ガス」を「、毒性ガス及び特定不活性ガス」に改め、同項第二十三号中「不活性ガスにより」を「不活性ガス（特定不活性ガスを除く。以下この号において同じ。）により」に改め、同項第三十一号中「又は経済産業大臣が定める毒性ガス」を「、毒性ガス（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）又は特定不活性ガス」に改め、同項第三十八号中「可燃性ガス」の下に「及び特定不活性ガス」を加え、同項第三十九号の次に次の一号を加える。

三十九の二　特定不活性ガスの製造施設には、その規模に応じ、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。

第六条第一項第四十二号ヘ中「可燃性ガス」の下に「及び特定不活性ガス」を加え、ヌ中「可燃性ガス」の下に「、特定不活性ガス」に加え、同条第二項第二号ヌ中「十五年を経過したもの」を「十五年を経過したもの（に、「以下「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「以下単に「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」に、「以下「圧縮水素自動車燃料装置用容器」を「以下単に「圧縮水素自動車燃料装置用容器」に、「以下「圧縮水素自動車燃料装置用容器」を「以下単に「圧縮自動車燃料装置用容器」に改め、「充塡可能期限年月日を経過したもの」の下に「、同令第二条第十